

令和8年度

高齢者が活躍する 場づくり助成金

地域で活躍する高齢者を増やし、地域の課題解決や地域活性化に向けて高齢者が活躍できる場を創出・拡大するため、高齢者の人材養成、介護予防、地域の場づくりにつながる活動に対して費用を助成します。

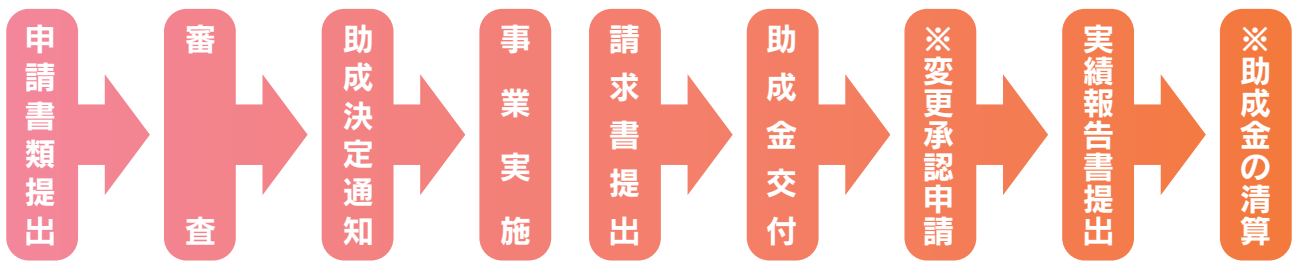
対象事業	高齢者が主体となつて行う活動又は高齢者を対象として実施する活動 ※高齢者:おおむね65歳以上の方		
助成対象 団 体	(1) 規約又は会則を有し、事業計画や会計収支が明確な団体であること (法人格の有無は問わない) (2) 県内に活動基盤を有すること (3) 継続的な活動が行われる見込みがあること		
活動分類	①人材発掘・養成に係る活動	②地域の課題解決や地域の活性化に資する活動	
		一般枠	他分野協働枠 ※商工団体等の他分野の事業者が市町村社協の参画のもと協働で取り組む事業
助成期間	最大2年間	最大3年間	最大3年間
助成限度額	上限10万円/年 2年総額20万円	上限10万円/年 3年総額30万円	上限20万円/年 3年総額60万円
		【初年度のみ上乗せ加算あり】 上限20万円/年 ※立ち上げ経費として初年度のみ加算可能	
助成団体数	1団体程度	9団体程度	1団体程度
募集期間	令和8年4月13日(月)～6月1日(月)		
審 査	書類審査により助成の可否を決定します (プレゼンテーションによる公開審査は行いません)		
その他	事業の成果を活動報告会等でご報告いただく場合があります		

お申し込み
お問い合わせ

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

地域共生推進部 TEL 018-824-2888 / FAX 018-864-2742
E-mail ikigai@akitakenshakyō.or.jp

●助成事業の流れ



※必要に応じて実施するもの

●助成事業についてのQ&A

Q.1 すでに実施している活動も助成対象になりますか。

A.1 既存の活動を拡充して実施する場合、その内容に新規性があれば、当該部分を助成対象とします。既存事業を今後どのように拡充するのかわかるよう、事業計画書に記載してください。
なお、団体活動の周年記念事業など通常の活動に拡充部分がある場合で、単年度のみの実施で、次年度以降は拡充内容を継続実施する予定がない事業については対象外とします。

Q.2 用具や備品の購入は助成対象になりますか。

A.2 対象とすることは可能です。
3万円以上の物品であっても事業実施に必要不可欠な場合は、事業計画書にその旨記載してください。

Q.3 同一年度に複数の事業を申請することはできますか。

A.3 「人材発掘・養成に係る活動」と「介護予防や地域の場づくりに資する活動」で、同一活動区分への申請は1件のみとします（それぞれの区分に1件ずつ申請することは可能です）。

Q.4 「他分野協働枠」とはどのようなものですか。

A.4 介護予防や地域の場づくりに資する活動で、他分野の事業者が市町村社会福祉協議会や、地域包括支援センターの参画のもと協働を進めるものをいいます。

Q.5 国、県、市等からの補助金もしくは交付金の交付を受けている（受ける予定の）事業を、重ねて申請することはできますか。

A.5 対象とすることはできません。

Q.6 令和7年度までに採択された事業者に係る取扱いはどうなりますか。

A.6 令和8年度の制度ではなく、従前の例によるものとします。

不明な点はお気軽にお問い合わせください